

奨学金募集案内

国立病院機構千葉東病院の奨学金制度は、将来国立病院機構千葉東病院に就職し、看護師の業務に従事しようとする学生に対し、看護師等を養成する教育機関に在学中、奨学金を貸与することにより、その修学を支援することを目的としています。

※ 奨学金制度の詳細につきましては、独立行政法人国立病院機構千葉東病院奨学金貸与要領をご参照ください。

1 募集人数

若干名程度

2 貸与対象

貸与対象は、以下の条件を満たす方とします

- ①看護学校等に在籍中の学生
- ②卒業後、千葉東病院に常勤職員として勤務することを第一に希望する者

3 申込方法

次の書類を千葉東病院管理課給与係まで提出してください

- ①奨学生申請書（様式第1号）
- ②履歴書
- ③申請理由書
- ④看護学校等の推薦状
- ⑤看護学校等の成績証明書

※ 申請書類については、看護部紹介・採用ページから書式をダウンロードしてください。

⑤については、平成30年4月入学の者は最終卒業学校のものを提出してください。

4 申請受付期間

平成30年4月2日（月）～4月25日（水）

5 奨学生の選考

奨学生は申込時に提出された書類及び面接等を踏まえ、決定いたします
面接試験は、平成30年5月26日（土）に実施予定です

6 奨学金の金額

年間50万円（4年制大学に在学されている方は80万円）

7 奨学金の貸与期間

卒業までの最短修学年限までとします

8 奨学金の貸与方法

年間額を一括して、本人名義の預金口座に振り込みます

9 奨学金の返還免除

奨学金は看護学校等を卒業後、ただちに当院へ看護師として就職して奨学金の貸与期間と同じ期間を勤務した場合は、貸与した奨学金の返還を全額免除します

10 奨学金の返還

看護学校等を卒業後当院に就職しなかった場合、または看護学校等を退学（留年）した場合等は、一括返還が必要となります

11 申込み先・問合せ先

〒260-8712 千葉県千葉市中央区仁戸名町 673

独立行政法人国立病院機構千葉東病院 管理課 給与係長

TEL 043-264-3119（土・日・祝日を除く 8時30分から17時15分）

Email cejinji@cehpnet.com

『千葉東病院看護部紹介・採用ページ』 <http://www.ceh-saiyo.com/sgk.html>

独立行政法人国立病院機構千葉東病院奨学金貸与要領

(目的)

第1条 本要領は、独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規程（以下「貸与規程」という。）に基づき、独立行政法人国立病院機構千葉東病院（以下「千葉東病院」という。）が国立病院機構附属看護学校等（以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、必要な看護師又は保健師及び助産師（以下「看護師等」）を確保することを目的とする。

(貸与対象)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍し、卒業後、千葉東病院に常勤職員として勤務することを第一に希望、かつ採用選考に応募を予定する学生とする。

(貸与申請)

第3条 奨学金の貸与を受けることを希望する者（以下「貸与希望者」）は、次の各号に定める書類を奨学生申請書（様式第1号）に添付のうえ、試験に先立ち千葉東病院長（以下「院長」という。）に申請しなければならない。

一 履歴書

二 申請理由書

三 在籍する看護学校等の成績証明書

四 在籍する看護学校等の指導教官又は学校長による院長宛の推薦状

2 貸与希望者が看護学校等の初年次に在籍する場合、前項第三号に定める証明書は、在籍する看護学校等に入学する前に在籍した学校の卒業時における成績証明書に代えることができる。

(奨学生の決定)

第4条 院長は、書類選考及び面接試験により、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知（様式第2号）を発行するものとする。

2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領後、院長に対して速やかに奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第5条 奨学生は、修学に専念し、速やかに看護師免許を取得の上、直ちに千葉東病院に勤務する義務を負担する。

2 奨学生は、看護学校等に在籍し、修学に専念していることを証するため、貸与期間の各年度の開始にあたり、院長に次の各号に定める書類を速やかに提出しなけれ

ばならない。ただし貸与開始年度についてはその限りではない。

- 一 在籍する看護学校等の当年度の在籍証明書
 - 二 在籍する看護学校等の前年度の成績証明書
- 3 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、院長に届出なければならぬ。
- 一 休学、復学又は退学したとき。
 - 二 停学その他の処分を受けたとき。
 - 三 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。
 - 四 留年が決定したとき。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学生の人数は、院長が定める若干名とする。

- 2 奨学金の額は、年額50万円とする。ただし、看護系四年制大学に在学する奨学生に限り、奨学金の額は年額80万円とする。
- 3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度までの最短期間とする。

(貸与方法及び利息)

第7条 院長は、原則として、貸与希望者が奨学生となった年度から卒業する年度まで、毎年6月末日に奨学金の年額に相当する額を貸与する。ただし院長が特に必要と認める場合は、6月末日以外の任意の日に奨学金の年額に相当する額の貸与を行う事が出来る。

- 2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第8条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない。

- 2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の停止及び取消し)

第9条 院長は、奨学生が修学を長期にわたり中断するときは、奨学生の資格を停止する。

- 2 院長は、次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消す。
 - 一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。
 - 二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき。
 - 三 看護学生にあつては新たな学年に進級できないとき、助産学生にあつては入学から1年間で助産師国家試験の受験資格が取得できないとき。
 - 四 停止期間が1ヶ年を超えるとき。
 - 五 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる

とき。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとするとき、奨学生辞退願（様式第4号）を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

一 奨学生が、看護学校等を卒業し看護師免許取得後、千葉東病院において、引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当の期間看護師業務に従事したとき。ただし、奨学生が、看護学校等を卒業後、千葉東病院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(返還)

第12条 奨学生は、前条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、院長の指定した日（以下「返還期限」という。）までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、返還期限までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。ただし、前条により既に免除された奨学金についてはその限りではない。

一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。

二 職員採用試験に不合格になったとき。

三 卒業当年に看護師の免許を取得できないとき。

四 職員に採用され、かつ前条による債務の免除がされずに退職するとき。

3 院長は、返還期限を返還義務が発生した日の属する会計年度の末日までの任意の日に、前条により定められた額が返還されるよう指定する。ただし、義務の発生した日が3月に属する場合、翌4月の任意の日を返還期限に指定することができる。

(延滞金)

第13条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第11条第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、本条の規定に基づき、年5%の利息の率による延滞金を徴収するものとする。

(奨学金台帳の作成)

第14条 院長は、奨学生毎に奨学金台帳（様式第6号）を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、5年間保存しなければならない。

(疑義の調整)

第15条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 平成20年10月 1日一部改正
- 3 平成21年 6月 1日一部改正
- 4 平成22年 4月 1日一部改正
- 5 平成22年10月 1日一部改正
- 6 平成24年12月 1日一部改正

附 則（平成27年1月1日）抄

(施行期日)

第1条 この要領は平成27年4月1日より施行する。

(経過措置)

第2条 この要領の平成27年4月1日改訂に関わらず、施行前に貸与した奨学金および貸与に対する事務は、なお従前の例による。ただし、既に貸与が決定している奨学生への平成27年度以降の貸与分については、本人及び連帯保証人の同意により、この要領に従う。